

『民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款』を改正

民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会（委員長 江口禎）は、同委員会作成の約款を平成12年以来、7年ぶりに改正した。主な改正点は、次のとおりである。

(1) 監理者（丙）の業務内容等の見直し

監理者の責任と役割の明確化と、その業務内容を見直すとともに、設計関連4団体制定の「四会連合協定建築監理業務委託契約約款」との整合性を図った。

①監理者は、発注者との間で締結した監理契約に基づき、建築士法に定める工事監理のほか、この契約に定める業務を行うことを明確にした。

②第9条他に定める監理者の業務内容の見直しを行った。

(2) 建築士法および建設業法などの建築関連法の改正への対応

構造計算書偽造問題を契機とした建築関連法の改正に対応し、必要な改正を行った。

①建築士法の改正をうけ、第9条(1)gを新設した。

②建設業法の改正をうけ、契約書6(3)及び第17条(6)を新設した。

(3) その他条項の見直し

その他の条項についても、内容の見直し、字句の修正を行った。

①第23条の2及び第23条の3を新設し、法定検査及びその他の検査に関する規定を設けた。

②第28条(3)として、請負者からの工事内容の変更提案（VE提案等）に関する規定を設けた。

③第16条の規定を見直し、請負者の告知義務について表現を改めた。

(4) 今回の改正では、民間連合約款のほか、「工事請負契約書」及び「民間（旧四会）連合工事請負契約約款・契約書使用上の留意事項」についても改正が行われています。